福祉のまちづくり条例の対象となる施設

- 特定施設(新築等を行う際に、基礎的基準への適合努力義務がある施設)
- 特別特定施設(特定施設のうち、新築等を行う際に、基礎的基準への適合義務があり、かつ工事着工前及び工事完了後の届出が必要な施設)

及い工事	元.	了後の届出が必要な施設)	
		特 定 施 設	特別特定施設
建築物	1	学校、専修学校又は各種学校	1,000㎡超
	2	病院又は診療所	すべて
	3	老人保健施設	すべて
	4	劇場、観覧場、映画館、演芸場その他の興行場	1,000㎡超
	5	集会場、公会堂その他これらに類するもの	1,000㎡超
	6	展示場	1,000㎡超
	7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1,000㎡超
	8	ホテル、旅館その他の宿泊施設	1,000㎡超
	9	事務所(23に掲げるものを除く)	3,000㎡超
	10	共同住宅又は寄宿舎	50戸/室超
	11	保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を除く。)を行う施設、身体障害者社会参加支援施設、母子福祉施設、児童福祉施設その他これらに類するもの	すべて
		体育館、水泳場、ボーリング場その他の体育施設又は遊技場	1,000㎡超
	13	博物館、美術館又は図書館	1,000㎡超
	14	公衆浴場	1,000㎡超
	15	飲食店	1,000㎡超
	16	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1,000㎡超
	17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	1,000㎡超
	18	工場	3,000㎡超
	19	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗 降又は待合いの用に供するもの	1,000㎡超
	20	一般公共の用に供される自動車車庫	1,000㎡超
	21	公衆便所	すべて
	22	火葬場	1,000㎡超
	23	官公庁舎	1,000㎡超
	24	複合用途建築物	3,000㎡超
公共の用に 供する施設	道距	路 道路法に規定する道路	すべて
	-	都市公園法に規定する都市公園	すべて
		園又は緑地 児童福祉法に規定する児童遊園	
		港湾法に規定する港湾環境整備施設である緑地	
		外駐車場 駐車場法に規定する路外駐車場で建築物又は公園・緑地に設けられるもの以外のもの	500㎡以上
	遊	園地、動物園、植物園その他これらに類するもの	すべて